

令和4年第5回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和4年第5回苓北町議会臨時会は、令和4年8月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
10番	倉田 明	11番	田嶋 豊昭
12番	錦戸 俊春（議長）		

3. 不応招議員は次のとおりである。

9番 山本 政人

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

書 記 宮 崎 寛 子（代理）

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 嶋 章 二	副 町 長	山 崎 秀 典
教 育 長	濱 崎 敏 和	総 務 課 長	福 田 誠 一
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	宮 崎 良 成
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	田 尻 悟
農林水産課長	永 野 道 生（代理）	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	松 本 康 秀	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則
行革デジタル対策室長	山 下 晃 弘		

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第 5号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について（委員長報告）
- 日程第4 議案第30号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第31号 令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第32号 令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第33号 令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第34号 令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第35号 財産の取得について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

山本議員から欠席届が出ております。只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第5回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、倉田明君、1番、山口利生君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第5号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、報告第5号、所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について（委員長報告）を議題とします。

総務文教厚生常任委員長に報告を求めます。

廣田幸英総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（廣田幸英君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

令和4年7月6日。

荅北町議会議長、錦戸俊春様。

総務文教厚生常任委員会委員長、廣田幸英。

総務文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件名。

苓北町白木尾、旧郷土資料館の現地視察調査。

2. 調査の経過。

(1) 調査期日、令和4年7月6日、水曜日。

(2) 調査場所、苓北町白木尾、旧郷土資料館。

(3) 出席委員、廣田幸英委員長、高戸幸雄副委員長、野田謙二委員、野崎幸洋委員、山本政人委員、田嶋豊昭委員。

(4) 欠席委員、なし。

(5) 委員以外の出席、錦戸俊春議長。

(6) 執行部出席、総務課 福田誠一課長、福田卓主任主事。教育委員会 西川文孝課長、荒木原弥主事。

(7) 委員会書記、龍岡学議会議務局長。

(8) 調査の内容、苓北町白木尾、旧郷土資料館、建物の管理状況等について。

3. 視察調査の結果の概要（意見・要望）。

①当該施設のサテライトオフィス改修は、高速情報通信網（光ファイバー）の整備を終えた、本町活性化の政策の一つとして人の流れをつくりうるものと確信する。

ぜひ、2社の企業誘致を実現させてほしい。

②当該施設に今もなお所蔵されている歴史民俗資料については、その歴史的価値観の再調査を含め、その展示場所・展示方法を検討されたい。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これまでも旧郷土資料館の活用方法についてですね、いろいろお尋ねして、サテライトオフィスをつくるんだという話は聞いておりましたが、具体的に2社の企業誘致ということですけども、このことについては、詳細はあまり聞いていません。どういう企業なんでしょうか。

それから、今もなお、所蔵されている歴史民俗資料は、どういう形で保存されているのか、ぴしっとした、例えば、虫が食わないようにとかですね、濡れないようにとか、そういう管理を充分にしてあるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（錦戸俊春君） 廣田委員長。

○総務文教厚生常任委員長（廣田幸英君） 最初、3. ①の2社の企業誘致をとということで、企業名をとということでございますけれども、先週金曜日まで担当部署に確認を

しましたけれども、まだ正式に企業名は決まっていないということでございました。

また、民俗資料の保管状況についてですけれども、展示場所ではなく、保管場所となっております状況でございますので、そののところ私たちも、指摘をしたところでございます。展示場所とするのか、保管場所とするのか。早く決めてほしい、はっきりさせてほしいという要望も現地では行っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第5号を終わります。

なお、報告の中にありました、調査における意見・要望事項等については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応方よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第4 議案第30号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、議案第30号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第30号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、議案第31号以下、議案第34号までの各特別会計補正予算（案）を含め、全て、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し支援を行うものです。

原油価格や物価高騰に直面する町内事業者並びに全ての世帯の負担軽減に資するため、「水道・下水道等利用者支援事業」を行うとともに、子育て世帯への支援として、「保育所副食費負担軽減事業」及び「学校給食費負担軽減事業」を行うもので、3つの事業に要する費用を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長及び水道環境課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第30号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,982万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億6,841万9,000円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入です。款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」3,982万7,000円の増額です。

7ページをお願いします。

歳出です。款3民生費、項2、目1児童福祉総務費は、原油価格・物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減を図るため、保育園に対し、保護者の副食費負担分を半年間全額補助する「保育所副食費負担軽減事業補助金」135万円の増額です。

8ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目3環境衛生費は、原油価格・物価高騰対応分の臨時交付金を活用し、事業者分を含めた全ての世帯の水道基本料金及び下水道等基本料金を半年間全額減免する「水道・下水道等利用者支援事業」の実施に係る各特別会計への繰出金、合わせて3,508万7,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費は、8ページ同様に「水道・下水道等利用者支援事業」の実施に係る農業集落排水特別会計への繰出金31万3,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款9教育費、項5、目2学校給食費は、原油価格・物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食用の食材価格高騰に伴い、保護者負担において不足する給食費について、苓北町学校給食運営委員会に対し補助する「学校給食費負担軽減事業補助金」307万7,000円の増額です。

以上で、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 非常に苓北町もコロナの感染者が増加して、ここ10日で、もう100人を超えているという、非常に緊急事態が発生してるんじゃないかと思えます。それらの対応についても、今、個別にいろんな検討をされていらっしゃるかと思えます。

その中で、学校給食費の件で、1点お尋ねいたしたいと思えます。

先程、保護者の軽減という観点、併せて生徒・児童の給食の質を落とさないというよ

うなことから、苓北町学校給食運営委員会のほうに補助を出すというふうな説明がありました。

この苓北町学校給食運営委員会というのは、任意団体なのかどうか。その辺りの組織形態、これを受けた後、どのような支出ができるのか。やっぱり公金ですから、それなりの支出あたりができてる団体なのか、その辺りをちょっと教えていただきたいと。

また、そのお金は、その後どのような形で支出される予定なのかを、まず、お伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 学校給食共同調理場の運営委員会につきましては、条例にも規定をしてある組織でございます。その団体に補助金を交付する計画をしております。団体が補助金を受けまして、給食の食材費等の支出を行う予定にしております。

それともう1点ですけれども、構成メンバーにつきましては、小中学校の校長先生、それとPTAの代表の方々12名で組織をされている団体になります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 私も再三、給食費自体は公金ではないかというようなことで、一般会計のほうにきちんと予算計上した上で、歳入歳出、適正な執行をすべきじゃないかというようなことで質問をしていたところです。

これまで給食費そのものは、町の教育委員会の担当の方が集めた上で、その方が、公金並みの取り扱いで、食材は支出しているというふうなことで、今までお伺いをしていたところです。

突然、この苓北町学校給食運営委員会そのものが給食費を取り扱うというような説明であったというふうに思います。

今度の9月議会でも、学校給食費の件は、またお伺いしたいと思っておりますけれども、やっぱり交付金という、非常に重要なお金でございます。その補助金の使い道、使い道はもう非常に、目的に達してますけれども、通常であれば、補助金は任意団体であるとか、実際にお金を執行している団体というところに特化して補助金を出しているかと思っておりますが、この運営を学校調理場の運営を審査する委員会、このPTAの代表とか、小中学校の校長先生とかを構成しているという団体ですが、ここは、予算を取った上で、何かその決算を報告とかいうようなことをされている団体であるのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 毎年、決算の報告を委員会の中で行っております。学校給食調理場の運営委員会の中で行っております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 最後です。それでは、私も今まで、この学校給食費の取り扱

いって非常に何かよくわかんない取り扱いをされてるなと思ってたところですが、この
芥北町学校給食運営委員会が、給食費全体を徴収して、支出しているというふうに認識
してよろしいのでしょうか。

私は教育委員会の職員が、学校給食費を取り扱って支出しているというふうに認識し
とったものですから、ここで言う芥北町学校給食運営委員会そのものが、給食費を取り
扱っている団体というふうなことで認識してもいいのでしょうか。

当然、この委員会の委員長が、その決算については全て責任を持つと。これは単に、
この補助金だけじゃないですよ、給食費全体。合わせて3,000万円から4,000万
円近い金額を集めていらっしゃるかと思うんですが、そのものの予算・決算すべてはこ
の委員会が対応されていると。

私、運営委員会の条例を見ましたら、学校給食をどのように運営していくのかという
ようなことだけで、給食費そのものを集めて、支出するというような文言がなかったも
んですから。今までは、町の担当給食センターの補佐、課長補佐ですかね、今、その方
が課長と一緒に集めて支出しているというふうに認識してたものですから。

そこは違うわけですね。その点を明確にお願いいたします

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 給食費の徴収につきましては、教育委員会の職員が行っ
ております。

○議長（錦戸俊春君） 内容について説明を。詳しく説明してください。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 予算・決算の事務につきましては、職員が対応をしてお
ります。また、町の監査委員の方で、特別監査ということで、1年に1回監査をしてい
ただいている状況にあります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私はですね、一般質問でも学校給食費の無償化ということ
で、何回か質問をさせていただいております。

6月議会でも、この予算、物価高騰の予算の中の物価高騰で政府が出してる補助の中
で、学校給食費が無償にならないかという質問をさせていただきました。こういう形で
ですね、軽減されるということは、本当にいいことだと思いますけども、何人分がどれ
ぐらいの期間で無償化というのか、どういう形でされるのかというのは、一個もこの中
では明らかにされてないし、ちょっとわかりにくいと思うんですけども、そこら辺を、
説明をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 今回の補助金は、物価高騰に伴います補助金ということで、小学校、児童、現在の人数で313人、中学校が170人、合計で483人分の給食費につきまして、これはもう1年間、給食の年間の実施回数が190回となっておりますので、物価高騰分の190回分の給食費につきまして補助を行うことにしております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 1年間ということでおっしゃいましたけど、それでよろしいんでしょうか。1年間190回分ということで、答弁をいただいたんですが、それでよろしいんでしょうか。全額ということですね。1年間。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 1年間分になります。

すいません。これにつきましては、物価高騰分になります。その1年間分になります。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 私のほうから。学校給食ですけども、年間190回ございます。小学校の単価が、1食当たり250円、これが物価高騰によりまして280円。1食当たり30円上がる見込みでございます。中学校の1食当たり290円が330円になる予定でございます。その差額ですね、小学校児童が1人当たり30円。中学校生徒1人当たりが40円。その差額分の190回掛ける児童生徒数を計算しまして、307万7,000円っていう金額を出しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 差額分だけということですけども、本当に保護者にしたら、そう大したあれではないなというふうに思います。

ほかの自治体ではですね、半年間、完全無償にするとか、そういうことでやってる自治体が、物価高騰分の政府の予算の中でですね、やっております。

だからそういうことができなかつたのかどうか。本当に何か、30円と40円ですか。1日。それだけをするということでは、ちょっと。物価高騰分っていう予算ですけども、6月議会でも私が質問をさせていただきました。政府の方からも、ぜひ無償化に使ってほしいというような手紙が届いてるんじゃないかなというふうに質問をさせていただきましたが、それは届いてるという回答でございましたので、そこら辺での考えはなかつたのかどうかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 今回のコロナの臨時交付金につきましては、物価高騰分

補助金ということで、今回は、物価高騰分だけということで、予算に計上をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この10ページの学校給食費の負担軽減事業補助金の件ですが、これ学校給食運営委員会にお金を、補助金を出す。これ今までなかったことですよ。ほんで、学校給食の実態というのは、学校で給食費を集められて、それをまとめて、教育委員会へ出すと。その中では、運営委員会というのは、この金銭の動きの中には全然出てきていなかったというふうに思います。

今回、補助金の対象として上がったのはどうかという気がします。これをやっぱり従来どおりですね、保護者へ支払う。筋道はですね。途中の手続きはいろいろあるかと思いますが、それぞれ子どもさんの保護者に支払う、直接支払うということではできなかったのか。

それから、9ページで、農集の関係であります、この31万3,000円は、具体的にですね、積算の内訳はどのような数値の中でこの額が出たのか。

それから8ページも同じです。

それから、7ページで保育所の副食費の負担軽減、補助金が出ていますが、これも先程質問があったように、同じように、何食、何人分か。その積算内訳を教えてください。

それから、6ページで3,900万円の交付金が国庫から納入されていますが、これの財源内訳はどういったことなのか。よく地方交付税は、酒税とか、所得税とかそういう税の集まりの中ですということのようでしたけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の財源内訳ですね、を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） まず、9ページの繰出金ですかね。の積算ですけども、一応、農業集落排水の方に繰入れということで、特別会計のほうでご説明をするところだったんですけど、今、ご質問ありましたので、私のほうから先にですね、お答えをさせていただきます。

まず、農業集落排水事業ですが、これがですね、5月の調定、79件ございます。で、この調定の中には、町の施設、町の施設ではないですね、町の施設はこれにはないんですが、消防倉庫ですね。すいません、町の施設です。申し訳ない。消防倉庫がですね、1件ございます。それをですね、抜いたところで79件の基本料金がですね、4万7,400円。5月の調定分ですね。ここの分で、この5月の調定分で、6カ月間、一応半年、9月からですね、2月までの使用料の減免を考慮しておりますので、この5月の調定分の4万7,400円の6カ月分、これに消費税をかけたところで、31万3,000円

という額を出しております。

それから8ページになります。それぞれの繰出金ですが、まず、水道の方です。水道特別会計の繰出金については、水道のですね、基本料金、それからメーター使用料、これを減免の対象としてます。同じく、町の施設、それから、国、県、それから天草広域連合ですね、の施設は除外したところで、5月の調定分ですね、5月の調定分は3,042件になります。で、基本料金が全部でですね、249万3,940円となります。この部分のやはり6カ月分ということで、掛ける6カ月分の消費税10%を掛けたところで、1,646万1,000円としております。

次はですね、下水道の繰出金です。ここににつきましては、下水道がですね、やはり、同じく5月の調定分、やはり国、県、町の施設を抜いたところ、件数がですね、2,110件ございます。これの5月の調定分が126万6,000円となります。で、これを6カ月分の消費税10%を掛けたところで、まずこれがですね、835万6,000円になります。それから、この下水道の繰出金の中には、これプラス、先程申し上げた835万6,000円プラス、単独浄化槽の前処理施設の使用料、これがですね、だいたい単独浄化槽の前処理、汲み取って、浄化センターで処理するんですが、大体、年に1回になります。で、半年分ということで、昨年度の実績の6カ月分、半分ですね、で、一応9月から2月までの6カ月間で50件を見込みまして、その分が34万8,060円になります。これはすいません、税込みの価格になります。すいません。失礼しました。34万9,800円です。申し訳ありません。それと、それにまた、プラスですね、今度汲み取りのところの、し尿の酌み取った分ですね、これの浄化センターで処理する前処理施設の使用料がでございます。これも月によって、回数がばらばらになりますので、昨年の実績からですね、その半分の件数、月、一応60件を見込みまして、半年間で360件、これの分の前処理施設の使用料、これは税込みで、23万7,600円になります。半年分です。これをですね、全部足したところで、下水道の繰出金ということで、894万3,000円という計算になっております。

最後、特定地域生活排水の繰出金です。こちらはですね、また、5月の調定分の件数、国、県、町施設除いております。その分で407件、調定額が141万7,100円です。これの6カ月分の消費税10%をのせたところで、935万3,000円の予算としております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課（本田 保君） 私の方は、7ページの保育所副食費負担軽減事業補助金135万円の算定根拠についてご説明をさせていただきます。

まず、単価でございますが、1人、1カ月当たり4,500円となっております。1

人、1カ月当たり4,500円となっております、それに、補助対象者の見込み数を50人と算出をしております。それに、期間を、今回は6カ月としておりますので、4,500円掛ける50人掛ける6カ月、135万円と計上をさせていただいております。

50人の根拠につきましては、荅北町の保護者の方が預けられている入所園児数が、町内6園と町外に2箇所ございまして、その部分で166人です。166人から対象であります3歳以上児の分を見ていきまして、そこからですね、また非課税世帯とか、3人同時入所世帯、また多子世帯と申しまして3人目以降の児童さんの分についてはこちらで徴収しないようになっておりますので、そういうのを引いていきますと、最終的には46人という数字が出ます。

しかしながら、9月1日に、保育料の改定を見込んでおりますので、46人より若干増やしまして50人という数で算定をいたしました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 学校給食の運営委員会の補助金についてですけれども、これにつきましては、値上げ分の給食費を運営委員会に補助することによりまして、物価高騰に直面している保護者の負担を軽減するというところでございます。

会計の中に補助金が来まして、その食材費のですね、高騰分を、この補助金で支払うということになります。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 6ページの国の財源の内訳でございますけれども、今回のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分につきましては国のほうで、1兆円の予算が計上されておまして、そこには、コロナの予備費が0.8兆円、既定の予算が0.2兆円、合わせて1兆円が計上されているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 6ページですが、とすればその財源は、例えば、国債を回すとか、そういうものは一切ないということではないんですか。

それから、10ページで、運営委員会に補助するということを説明の中で聞きましたけれども、この運営委員会にお金を回したという事例は、実績はあるんですか。ということをお尋ねしたわけですね。

それで、今の給食費の徴収から、支払い業者への支払いを含めて、運営委員会がタッチしていますか。結果的には、その精査、結果をですね、運営委員会に決算として出すわけですので、だから運営委員会が知ってる、通してるんだよということを言われれば、それまでですけども、実務としてやっているのかどうかですね。

それから全体的に、これは町長にですが、全体的に今回の補正はですね、非常にわかりやすい。この分だけやったもんでですね。支出の特定財源の内訳の中の特定、内訳を見れば一般財源が0円、その他が0円、地方債が0円、国庫支出金だけ。

これも先程ちょっと金額が、補助金としては少ないよという意見もありましたけども、それはそれぞれあってですね、極端な話、1円でも本当ありがたい。そういう世帯もかなりあると思います。そういった意味では、このことを、町民の皆さんに広報などを使ってですね、どしどしPRしていくべきではないかというふうに思います。

ただし、その中で重要なのは、回答はありませんでしたけども、歳入のほうで、どういったものを使っているんだ、国債、いわゆる国の借金が1,500兆円ぐらいあって、もうどうしても扱いきれない数字だから、これからもじゃんじゃん増やすんですよ。

ただし、道理から言えば、そのことの支払いは、お孫さんとかひ孫さん、やしゃごですかね、そういう方に清算をしてもらうことになりますけども。というようなことをつけ加えながらですね、このコロナ感染症に対する国あるいは町の取り組みを、町民の皆さんにお知らせすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 先程の6ページの国の財源の内訳ですけども、私が先程回答した以上の、その財源の中身まではですね、すいません、そこまでちょっと把握できておりませんので回答できません。申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 10ページの学校給食の運営委員会への補助金ですけども、運営委員会が関わって行うのは、今回が初めてということになります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 町長には、今回の補正のことをですね、住民の皆さんにお知らせして、コロナ対策というアピールをしていくべきだ、宣伝していくべきだということを言いましたが、そのことの回答はなくて、その財源は掴んでいないという。

そうじゃいかんですよ、ですね。企画政策課長。この財源はですね、国であっても、当然、国民から徴収しているんですよ、いろんな形で。ですね。で、それが説明できませんなんて、どういうことですか。これ交付金ですよ。交付金ですよ、コロナで油が上がったから、その差額なんですよ。それに持ってくるためにはどこから持ってくるんだと。細かくですね、何円までは要らんわけですわい。収入の種類、収入はいろいろ国税、当然、国税ですが、所得税とかいろんな税金がある。多分そういうものが主だろうと思いますけども、それと、国債、借金でしょ。財産の売払いにしても10億円の財産が、9億円まで、1億円でしか売ってないという財産の処分の仕方もされているようです。そういうものはですね、細かく1円とか2円とかそういうことをやらない

ので、どういう種類のお金が、このコロナ対策に活かされているんですよということは、やっぱり掴んでおくべきじゃないですか。そこら辺、町長どがんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回のコロナ対策については、大半が借金ですから、そこは、常識的に把握をしておくべきだと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 6ページですね、この臨時交付金の対象はどういう…。何か対象はございますか。というのは、苓北町ではかなりの感染者が多い。その中で感染者がかなり多い中で、やはり何倍もですね、濃厚接触者の方が多いんじゃないかなと思います。その方が仮に1週間ぐらいお休みにならなければいかん。やはり、ほとんど苓北町は、日給月給制じゃなかろうかなと思っています。役場とか我々は、給料制ですね。どがしこ休んだっっちゃ、給料が下がるわけございませんけれども、ほとんどの方は、家計に及ぼす収入あたりが相当減ってくるんじゃないかと。その中で、1週間ぐらい休みとなれば、かなりの家計に響くのが多いんじゃないか。そういった者についての何か、救済あたりができんもんじゃろかと思えます。

それから、病院、保育所、施設、福祉施設の職員の方々、やっぱり相当、気遣って、家族ぐるみで気遣っておられますね。そんな中で、やはりもうどこにも出られんと。病院とか、あるいは施設、園と行ったり来たりするだけだということでもありますので、かなりそのストレスも感じておられる。そこら辺の救済の方法が何か、こういった臨時交付金の中で見られんものかなというような思いがします。

特に、感染者のご家族の方への救済は、考えるべきじゃなかろうかなと。そこら辺はどのように考えか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これはもう全く、ご質問の趣旨、私も同感であります。そんな中で、まず入り口としてですね、今、感染をなさったご家庭は自宅待機になります。自宅待機ということになりますと、ご家族全員がかかっているケースが非常に多いわけですね。だから、私たちは、緊急提言として、県知事はじめ、保健所の広域本部長等にですね、少なくとも、小さいお子さんがおかかれば、1人では無理だろうから、どなたか親御さんどちらかが、一緒に病院かホテルに入院できるように対応してほしいと。

そうすると残りの方は、働きに行ったりできるわけですから。残念だったのは、日給月給制をですね、あえて文面に書きました。書いたら保健所の方はそれを理解できないんですよ。日給月給というのを、相当苦労したようです。保健所の、県の職員の方に説

明するのに。その方が、特別に理解が至らなかったかもしれませんが、そういう面で、今やっぱり公務員というのは、役場職員も含めて、休んでも給料がくる。

しかし、大半のこの辺の方たちは、休んだら給料がこないということを、まず、きちんと理解しておかなきゃだめだと。

それはそれとして、そういう対応をお願いしたところですね、県からは、一応、自宅待機者、自宅待機にしろということとは言わない。ホテルに入りますかということを知りたがって、聞いてみただけでも、大半の人が、自宅待機にしてくださいと。

家族と一緒に固まっていたいという意識が強いんだと思います。

この考え方はやっぱり今後ですね、少し改めていかないと、やはりなるだけ感染する方を少なくしていく。最低1人でもいいから働きに行けるように、やっぱりしていくのが大事なことだと思います。

この後についてはですね、よく調査もしまして、どういうふうな対応、この後はですね、9月以降、国も具体的な、例えば、ガソリン価格の高騰についての補てんとか、そういうことも出してくるでしょうから、そういうことも併せまして、我々も対応を検討していきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 自宅待機、あるいはホテルの療養、いろいろあろうと思いますけれども、やはり、懐具合がありますね。ホテルにしても。ぜひですね。ホテルは、確かに3世代あたりで住んどらっせばですね、何名かはホテルでもいいわけでしょうけれども、ホテル代は自費、そうすると出費は相当やっぱりかさむはずで。

そこら辺ですね、ぜひですね。ああじゃね、こうじゃね、じゃなくて、荅北町は、このコロナで今までぎりぎりの補助金を使って、本来、一般的なやつもせにやいかんのを、このコロナでやった経緯がございますけれども、やってある経緯がございますけれども、やっぱりそこら辺の恩典もあつとるわけですので、ぜひですね、自費あたりでも、この臨時交付金を使わずにですよ、堂々とですね、濃厚接触者の方々の救済についてはやっぱり考えてもいいんじゃないかならうかと。そこら辺ですね。前向きでですね、考えていただいて、今後、頑張っていたいただきたいなと思っています。何かあれば。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 検討、前向きな検討をいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第31号 令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、議案第31号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第31号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億9,940万4,000円とするものです。

内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業者分を含めた全ての世帯のメーター使用料を含む水道基本料金を半年間全額減免するものです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。款2、使用料及び手数料、項1、目1水道使用料は、1,646万1,000円の減額です。

次に7ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、先程、一般会計補正予算（第3号）で説明がありました環境衛生費からの繰出金分、1,679万1,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1水道費、項1、目1一般管理費は、基本料金の減免に伴うシステム改修委託料33万円の増額です。

以上で、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 先程、質問の中で、使用料の減免の内容について説明をいただきましたが、これ、9月分から2月分までという、水道の使用料はもう全額減免と。全額減免ですね。基本料金とメーター使用料分については。非常に年間で1億5,796万円の予算を組んでますが、その点にしては1,646万1,000円というのは、非常にその半年分としては、少ないのかなあというふうに思いますが、この基本料金とメーター使用料というのは、やっぱりこれ以外にも何かあるんでしょうか。それとも、基本料金というのはもう既に、5月の調定で取ってるからその分は…じゃないですよ。基本料金というのは、基本的に何立米まで、何トンまではいくらというふうに決まっていますから、その分わかってると。

私が心配するのは、これ全額減免だから、どんどんどんどん、使ってもただというよな意識がないようなことをですね、充分考えていかないと。今、異常気象が出てます。ほかの東北とかは、大きな災害が起きてますが、苓北町は、雨も、梅雨時期雨もないし、台風も逸れていくということで、今後、干ばつとかいうことは、まずないとは思いますがけれども、あまりこの使用料がただだからといって、たくさん使うとなれば、大きなまた問題になるかと思しますので、税金で対応するというのもあるので、その使用料については、できるだけ節水を心がけていただきたいということも併せてですね、町民の方にも、充分、その点の周知をお願いをいたしたいと。これ下水道と使用料とまた、当然、上水道を使うか使わないかで、下水道使用料も大きく下がってくるということだと思いますので、これは非常に町民にとっては、うれしい予算化だとは思いますがけれども、その点、充分、節水については、またさらに強めのお願いをということで考えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） ありがとうございます。水道の使用についてはですね、節水というのはですね、常にやっぱり呼びかけていかなければならないかなと思っております。

それからですね、今回の減免についてですけども、一応対象をですね、基本料金、それからメーター使用料としています。で、基本料金が水道の場合、一般のですね、家庭であれば、大体7立方メートルまで。これがですね、750円になります。で、一般家庭では、大体13ミリの経口管が通っている、すいません。13ミリのですね、メーターをだいたい付けていらっしゃいますので、これがですね、60円になります。月ですね。で、750円と60円で、これに消費税10%を掛けたところの、10円未満の端数は切捨てということで、これが890円になります。一般の家庭で言えばですね。

一般家庭で、この890円分、これが6カ月間、あとそれを越えた7立方メートル基

本料金の範囲のですね、超えた分につきましては、これで超過料金としまして、49立方メートルまでは、1立方メートルにつき、235円。50立方メートルを超えますと、1立方メートルにつき、215円が加算をされてきます。

それで今回は、もうあくまでも、基本料金、7立方メートルまでの分の750円と、メーターの使用料、一般の家庭で言えばですね、50円と60円の消費税分、ここの部分を6カ月間減免をするということにしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） わたしが町民から聞かれたときにですね、わかんなくてはいけませんので、もう1回確認します。

今の基本料金の7立米まで750円で、13立米までこれに60円ですか。で、5立米ですよ。この差が。それと、7立米越して、49立米までは、立米の235円が、加算していくということで、これで基本料金と水道の使った料金、それ以上の分を加算して水道料金を取られているというふうに私は理解してます。

ですから、うちも大体1万円超してる状況かなというふうに、水道料……。下水道も含めてですから、大体1万円未満かなとは思ってますが、その分が、今回6月以降はもうゼロになるということで、だから、毎月分の9月以降は、水道料金も下水道料金も請求が来ないということの理解で、よろしいんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 申し訳ありません。また、重複になりますけども、基本料金の部分、7立方メートルまでの分の750円と、メーターの使用料、一般家庭で、13ミリが多いんですけども、これが60円。この750円と60円を足した、消費税分、890円。これが、減免の分です。

だから、7立方メートルを超えて、49立方メートルまでは235円、これに消費税がかかってくるんですけども、だから、一般家庭ではですね、毎月の基本料金750円と、メーター使用料の60円、これに消費税を掛けた890円分が、水道料金の請求から引かれてくるということになります。すいませんでした。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 私はですね、メーター使用料というのは、実際に水を使った、使用料の金額だというふうに理解しとったもんですから。

多分、今、メーター使用料っていうふうに町が言ったらですね、今、私が申し上げたようなことを言ってくると思います。役場の方は、7立米と13立米、これが一般家庭

の基本料金と、メーター使用料だというふうなことをおっしゃってもですね、メーター使用料というのは、使った水がメーター使用料というふうに、町民の人は、多分、私もそう思いましたから、町民の大半が思うんだと思いますので、その辺りは、広報ですね、町民の方に知らせるときにですね、あがん言うたばってんが、全然引かれとらんじやないかというふうに、多分、そこでまたおかしなことが生まれるかと思しますので、そのこのところわかりやすくですね、ぜひ広報でお知らせいただきたいと。

結局、ひと家庭は890円の6カ月の4,800円が、減免されるということなんでですね、6カ月で大体5,000円程度っていうことなんですね。ようやくわかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、議案第32号、令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第32号、令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,191万6,000円とするものです。

内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業者分を含めた全ての世帯の下水道等基本料金を半年間全額減免するものです。

5ページをお願いいたします。

歳入です。款2使用料及び手数料、項1、目1下水道使用料は、894万3,000円の減額です。

6 ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、一般会計補正予算（第3号）で説明がありました、環境衛生費からの繰出金分894万3,000円の増額です。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。款1公共下水道事業費、項1、目1一般管理費は、歳入予算の補正に伴う財源区分の変更でございます。

以上で、令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和4年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第33号 令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第33号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第33号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,157万1,000円とするものです。

内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の「新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業者分を含めた全ての世帯の農業集落排水施設使用基本料金を半年間全額減免するものです。

5ページをお願いいたします。

歳入です。款2使用料及び手数料、項1、目1農業集落排水施設使用料は、31万3,000円の減額です。

6ページをお願いします。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、一般会計補正予算（第3号）で説明がありました、農地費からの繰出金分31万3,000円の増額です。

7ページをお願いいたします。

歳出です。款1農業集落排水事業費、項1、目1一般管理費は、歳入予算の補正に伴う財源区分の変更でございます。

以上で、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 使用料の全体にかかると思いますが、何か月間か減額するわけですね。その場合の条例とかなんか、使用料徴収条例とか何かの変更とか、何かはせんでもよかったですかね。ちょっとお尋ねします。簡単でよかです。

○議長（錦戸俊春君） 水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 各条例に減免のですね、条項がございます。その中でですね、町長が、例えば、水道の使用料でいうと、第38条、苓北町水道事業給水条例第38条に減免の項目がございますして、町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない使用料等を減免又は徴収猶予することができる。水道の条例で言えばですね、その条項が、各特別会計の条例にございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和4年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第34号 令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第34号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第34号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,453万円とするものです。

内容は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業者分を含めた全ての世帯の戸別合併処理浄化槽使用基本料金を半年間全額減免するものです。

5ページをお願いいたします。

歳入です。款2使用料及び手数料、項1、目1戸別合併処理浄化槽使用料は、935万3,000円の減額です。

6ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、一般会計補正予算（第3号）で説明がございました、環境衛生費からの繰出金分935万3,000円の増額です。

7ページをお願いいたします。

歳出です。款1特定地域生活排水処理事業費、項1、目1一般管理費は、歳入予算の補正に伴う財源区分の変更です。

以上で、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和4年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第9 議案第35号 財産の取得について

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 議案第35号、財産の取得について。

下記のとおり動産を取得するものとする。

令和4年8月9日提出。苓北町長 田嶋章二。

記。

1. 取得の目的。苓北町防災・行政情報配信システム導入事業に伴う高齢者等世帯向け専用タブレット端末購入。

2. 品名等。専用タブレット端末850台（機器設定費を含む）。

3. 契約の方法。公募型プロポーザル方式による随意契約。

4. 取得金額。業務委託契約額1億737万1,000円のうち、5,142万5,000円。

5. 契約の相手方。所在地、愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地。

名称、株式会社デンソー。

代表者、取締役社長 有馬浩二。

提案理由は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年荅北町条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、補足説明をいたします。

取得の目的に記載しております「荅北町防災・行政情報配信システム導入事業」とは、6月の議会で提案可決いただきました、デジタル田園都市国家構想推進交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施する「ICTを活用した双方向型情報配信システム導入事業（仮称）」のことであり、今回、事業名を正式に決定したものであります。

また、本事業においては、原則として、住民の方が個人でお持ちのスマートフォンに防災情報のほか、様々な行政情報を配信するものですが、スマートフォンをお持ちでない高齢者世帯などに貸与するための専用タブレット端末を850台購入することとしております。

当初の計画では800台としておりましたが、公募型プロポーザル方式による企画提案の提示額を踏まえまして、故障した場合の交換修理用の予備なども含めまして、50台増やし、合計850台購入することとしております。

業務委託契約の金額は、記載のとおり、1億737万1,000円ですが、このうち、財産の取得にかかる金額が、専用タブレット端末850台分で、情報配信システムの受信機として使えるようにするための850台分の機器設定費等を含めまして、5,142万5,000円となっております。

この金額が提案理由欄に記載しておりますとおり、地方自治法並びに条例に定めのある予定価格700万円以上となりますので、今回、議会に提案させていただきました。

それでは本日、皆様のお手元に配付させていただいておりますA4縦1枚の資料をご覧ください。

一番上に、「荅北町防災・行政情報配信システム導入業務に係る公募型プロポーザル方式審査結果」と書いてあるものになります。

今回の財産取得にあたりましては、公募型プロポーザル方式により業者の募集を行い、申し込み事業者のうち、参加資格要件を備えた2社について審査を行いました。審査を行った2社のうちの1社が、株式会社デンソー、もう1社が、株式会社九電工と京セラみらいエンビジョン株式会社の共同事業体でした。

審査は、企画提案書による審査が300点、経費見積書による審査が200点、提案説明会いわゆるプレゼンテーションによる審査が300点の合計800点満点で行い、副町長を委員長とする業者選定審査委員会により、契約の相手方を株式会社デンソーと

決定させていただきました。

なお、経費見積書につきましては、初期導入費と5年間の運用経費の合計額で比較しております。

受託事業者である株式会社デンソーにつきましては、資料の下半分に記載しておりますが、株式会社デンソーはトヨタグループの一員で、資本金1,875億円、年間売り上げ5兆4,800億円、従業員が16万8,000人余りの、自動車部品のメーカーとしては世界第2位、国内第1位の企業になります。

今回の事業のような情報配信システム事業につきましても、2014年以降、全国の41の自治体で運用実績があり、資料の一番下に、その実績の一部を記載しております。

また、株式会社デンソーの営業所は天草市にもありまして、現時点では、今回導入する情報配信事業には携わっておりませんが、現地のグループ会社・関連会社とともに機器の故障やシステム不具合等のサポートを行うということになっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 前回の説明の折には、まだこのタブレットがどのようなというか、大体のは、この前提示していただきましたけど、正式にはまだ決まってないということで説明を受けとったわけですけど、正式にそのタブレット端末の機械を決定されて、今回の予算になったのか。

それとまた、高齢者世帯向けの専用タブレットということですけども、当然、高齢者も若い世代も同居されているところはあると思うんですけども、一応850台ということですけども、そういった同居世帯に対しても、このタブレットを希望されれば設置が可能なのか。もう850台ですので、そういうふうなある程度縛りの世帯を把握されているのか、その点をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問ですけれども、まず1つ目、タブレット等についてですけれども、今回、事業所が正式に決定いたしまして、そこから正式な見積りをとらせていただきます。その結果で、この金額ということになっております。

もう1点の、高齢者のみの世帯じゃなくて、そこに若い人が同居されているような世帯の場合はどうかというご質問ですけれども、当初計画の中でですね、800台というふうにしていた中では、高齢独居世帯か、もしくは高齢者のみの世帯ということで計算をしておりますが、実際、今後ですね、様々な方法で調査を行った中で、そういう高齢

者世帯であっても、ご夫婦ともスマホをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そこが減って、代わりに若い人もいらっしゃるけど、例えば、昼間、皆さん仕事で出てらっしゃるような世帯にもですね、できるだけ対応できるようにはしていきたいと思っております。

修理分で50台増やしておりますけれども、そういう世帯に対しましても、対応できればと思って、少しでも多くなるように50台増やしておりますので、できる限りの対応をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先程、タブレットの機械については、見積りを、このデンソーさんの見積りによってある程度、もう要するに絞られてるわけでしょうけども、以前の告知端末の場合も最先端の機械だと思って購入されたわけですけども、今回、この切替えになった理由が、停電時の使用ができないとか、そういう不備といいますか、今の時代にマッチしない部分があったので、今回の導入に至ったと思うんですけども、そういったタブレットに関しても、ここに実績が載ってますけども、こういった、各市町村で使われてるタブレット機械、これで不備等もちろんないというのがあるのか、不備がないということで確信されたのか。使用しててそういう部分があったとかそういう事例はないのか。要するに何を言いたいかという、これで本当に大丈夫な機械、今、最先端の部分なのかというのを確認したいんですけども、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 今回ですね、デンソーさんに決まりまして、そこで過去使われたところでそういう不具合があったのかどうかというのは、なかなかですね、そういう情報は耳には入ってこないんですけども、少なくとも、先日、4月に視察に行かせていただいたところ、高知県の大豊町さんでしたけれども、そういうところで話を聞くと、やはり高齢者の方もですね、最初は当然、使いにくいということもありましたけれども、やはり皆さん、だんだん慣れてくれば使っていただけますし、できるだけ、町民の方がですね、便利になるような形で進めていければと思っておりますので、不具合に関しては、まだ始まってみないとわからないところありますけれども、少なくとも現時点では、以前のところからはそう聞いてはおりませんので。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 最終的には、今度9月議会もありますので、その機械選定が、もうこの機械であるのか、できれば提示をしていただいて、この機械に決まりましたということで、なるべく町民の方の使い勝手のいい機械で、紹介いただきますように、9月議会でも、ぜひ紹介できるような準備ができればよろしく願います。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 一応ですね、本日も物は持ってきているんですけども、ただ、本日のこの議会において、財産の取得について、今の時点では仮契約ですけども、正式に契約を、議決いただければ正式な契約となります。

そこからデンソーさんの方とさらに細かい打ち合わせを行いまして、細かな仕様について、これから話し合うこととなりますので、今後、その辺りの細かい仕様が決まってきましたら、機会を設けて、ご説明をさせていただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 荅北町には町内無料電話がありますが、あれの普及率はどのくらいなのでしょう。

それから、この850台の根拠ですね、いろんな調査から調べたということですが、単純計算でいくと、荅北町の高齢化率は43.7%、それから、令和4年の6月現在の世帯数は3,000戸ですね、そういうことからすると、1,300余りになるわけですけども、その中で、850台ということは、かなり差がありますが、どういう形で800台ですか。予備として50台ということですので、800台はどのような形で、お決めになられたのか。

それから6月議会のときにちょっと見せられたような、隠されたようなことで、充分理解できなかったわけですけども、そのままですね、購入してもらっても、果たしてどういう扱いができるのか。

実は私、先日、県が主催されたパソコン教室に行ってきました。それでこれロータスじゃなかった、エクセルですね、数日間ありましたけれども、私もパソコンはゼロではないわけですけども、0.1ぐらいです。そのときも、パソコンで表計算すればよかなあと感じておりましたが、専門家がすると非常にすばらしい操作方法でした。

今度のこの5,100万円の機械も、どのような形なのか、やっぱその操作方法、今の室長の説明では、正式な契約をした後に、機能も出てくるんだということのようですけども、そこら辺もわからんではありませんけども、やはりこれだけの5,000万円の公費を使うわけですので、事前にですね、やっぱどういう機能を持っているんだと、どういう操作で、簡単にできるんだと。それで今持っているスマホの話も出ましたけれども、スマホはどれだけ、これで充実してくるんだとか、そういうものを見せてもらわんと、賛否はなかなか、自分の立場では言えない状況にあります。

それから、審査結果が出ています。この中のメンバーを副町長以下ということでしたけども、この室長の説明では、機能も充分、正式に結ばないと、機能もわからないんだというふうな中ですね、そういう形で審査をされたのか、221点とか192点とか

ですね、出されています。この企画提案書ということも、どういう形での企画提案書なのか、そこら辺も何もわからずにですね、これの賛否を問われていますが、そこら辺もやっぱ充分説明してください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず1点目の無料電話の普及率ですけども、これがですね、細かい数字はですね、過去、何度か調査をしておりますけれども、概ね30%前後というふうに認識しております。

次に、850台の根拠ですけども、もともとのですね、専用タブレット端末の800台、もともとの計画では800台としておりますけれども、これはですね、計画を策定いたしました今年の1月時点における数字をもとに想定しております。

内訳としましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者用に459台、75歳以上の高齢者のみの世帯に263台、そのほかに、区長さんや民生児童委員さん、そして地域包括支援センター用1台を合わせまして、800台としておりました。

ここでいう高齢者の数といいますのは、住民基本台帳上の数字ではなくて、地域包括支援センターが実際に訪問していらっしゃる方々の数字になりますので、より実態に近い数字というふうに考えております。

続きまして、その機能につきましてですけども、先程ちょっと私の説明が不足といいますか、適切ではなかったのかもしれないけれども、大まかな機能につきましては、提案を受けておりますので、その機能の中身を比較しまして決定をさせていただいております。

ただ、その中身でもですね、より具体的な細かい設定につきましては、今後、進めていく必要がありますので、最終的な形がちょっとまだ決まっていないということで、機能の中身につきましては既に、企画提案ですので、こういう機能があります、どういう機能がありますという説明は受けております。

提案内容につきまして、ちょっとこの場でですね、説明をさせていただくにはちょっと時間の都合もありますので、提案書の一部を後で個別にお示しすることであればできますので、それで代えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回の公募型プロポーザル方式の審査ですけども、審査委員として私も加わりましたので、審査の項目についてですね、報告をしておきたいと思っております。

まず、企画提案書の審査につきましては、1点目から9点目までで審査を行いました。

まず、1点目につきましては、提案事業者の概要ということで、これが提案された事業者の信頼性、あるいは経営、そういったものを見るためのものがございます。それから、2点目に、提案するシステムの導入実績。全国レベルでの導入実績がどうなのか…。

[「それは、資料かなんか出してもらわんば、1から9あつとば、いっちょ、いっちょ言うてもろたっちゃ、覚えきつか。資料ば持とつとなら出せばよかやつか。ちゃんとそういう形でな、購入しようという気持ちは示さんばつまらんですよ。資料は出さんでおって。プールと一緒に。」と呼ぶ者あり。]

○議長（錦戸俊春君） 資料はあつとですか。

[「あるって言いよっじゃっかな。個別に出すのなんのって言うけん」と呼ぶ者あり。]

○議長（錦戸俊春君） 一応、副町長、説明してください。

○副町長（山崎秀典君） 3点目にプロジェクトの管理、それから4点目にシステムの概要とソフトウェア、5点目にハードウェアとネットワーク、6点目にほかのシステムとの連携、これは現在、町がしております防災のほかのシステムですね、そういったものとの連携、それから7番目に導入に向けた支援体制、それから8番目に今後の運用・保守体制、9番目に追加の独自の提案、そういうことをもとに、企画提案書の審査を行っております。それと、提案説明会、プレゼンテーションにおける審査におきましても、7点の審査項目で審査を行いまして…。

[「そがんと覚えきらん」と呼ぶ者あり。]

○副町長（山崎秀典君） 後ほど書類を出します。1点目にシステムの信頼性。2点目、システムの操作性、使いやすいかどうか。こういったものの操作性を行っております。それから、3点目のシステムの充実性と拡張性。ほかのシステムとの連携、広がりを見ることでございます。それから4点目に導入支援体制。5点目に運用保守体制。6点目に企画提案に基づくプレゼンテーションの能力。企業の熱意が伝わるかどうかというのを見ました。最後、7点目に、こちらからの町の課題及び質問に対する事業者としての対応能力、この点につきまして審査を行いまして、お配りしております結果ということでございます。

資料につきましては、後ほどお配りいたします。

○議長（錦戸俊春君） ここで暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時19分

再開 午前11時32分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今、配布させていただきました資料について説明をさせていただきます。お手元にですね、A4を2枚と、A3を1枚配付させていただいております。

まずA4のうち、上と下に空白が多い方、選定審査委員会の名簿になります。正式な名簿というのがありませんので、こちらのほうで説明をさせていただきますが、①選定審査委員会の体制についてということで、選定審査委員は、副町長、総務課長、行革デジタル対策室長、企画政策課長、福祉保健課長、教育課長の6名となっております。

続きまして、もう1枚のA4のものをご覧ください。

こちら別紙3となっておりますけれども、提案説明会の採点結果というふうになります。提案説明会ですので、先程、申し上げましたプレゼンテーションについて、6人の委員で審査を行った結果になります。

こちらに書いてありますとおり、①のシステムの信頼性から、⑦の課題及び質問に対する対応能力について評価基準に基づきまして、それぞれの委員が審査をしております。

その結果で合計、若しくは平均点で上回った方ということで記載をしております。

もう1つのA3の資料の方が、企画提案書の採点結果としまして、各社から、2社からそれぞれ提出されました企画提案書の中身をですね、審査を行っております。

審査項目につきましては、1番上の項番1の提案事業者の概要から、1番下の項番9の追加提案までの各項目について、審査を行っております。

2社それぞれ審査を行いまして、金額的にはですね、初期の導入費用については、そう大きな差はございませんでしたけれども、5年間の運営費用で、2社の間で3,000万円以上の差がついております。

また、画面の方、実際のもので、実物の方も、その場でプレゼンテーションのときには持ってこられておまして、それぞれの方、見比べさせていただきましたけれども、やはり、高齢者が使いやすいということをちょっと念頭に置いて、審査をしておりますので、当然、各委員においては着眼点は違うかもしれませんが、概ね、高齢者が使いやすいものという観点から、選定をさせていただいた結果でございます。

補足説明を以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず、鳴り物入りで取り入れた町内無線電話ですね。失礼しました。町内無料電話。この成果が先程、概数でしか覚えておられない。30%ぐらいでしょうということです。30%つつゆうことは3分の1ですよね。そういうものをやっぱり7割、8割、あるいは100%に上げてからこういう取り組みをすべきじゃ

ありませんか。

何でも先物取りといいますか、先端的な施策を荅北町は積極的に取り入れていると。その中で成功してるのは下水道だけじゃないですか。あとは全部、作ったばってん、何もできなかったというような状況にあらうかと思います。

ちょっと飛びましたが、そういう中で、先程、対象を決めるのにどういう形ですかという質問をしましたところ、住民基本台帳でじゃなくて、地域包括支援センターの状況だということですが、これやっぱ、この行政が使う場合の基準は、一定の法律に基づいた、登録人数、そういうものを基準に持つてくるべきじゃないんですか。ですね。

地域包括支援センターの職員が信用が置けないとそういうことじゃないんですよ。

行政執行していく中では、法律、条例、これに基づいた取り組みをすべきでしょう。そしてそういった中で、住民世帯数、あるいは町民の人口とか人数とか、世帯数とかちゅうのは、この住基法あるいは国勢調査に基づいた数値を採用すべきですよ。

それから、この高齢者が対象ということの説明のようすけども、どういう町民の皆さんに対してですね、議会で説明された、例えば、老人会の中に出向いて行って、各行政区の老人会、あるいはまとまれたところの老人会、そういったところにですね、出向いて行って説明をしたのか。それで総事業費は1億円ですと、そのうち機械のかわりが5,000万円です。そういう話もされるべきでしょう。

それから今、お配りいただいた提案説明会の採点結果ですが、せっかくですね、審査委員のメンバーとか、いろんな資料をお持ちですので、本当にこの事業がいいんだと、絶対に議会の承認が必要なんだということであれば、なぜ事前に配付しないんですか。言われてから。これ誰も言わんならば、そのままこういうのがわからないままになるわけですよ。

もうちょっと本当にやろうという気構えを見せるべきです。

それでこの中でですね、システムの信頼性は、この別紙3の分ですが、システムの信頼性はそれぞれ200点、200点ですね。操作性はデンソーが若干上回っていると。導入支援体制は、逆に九電・京セラが上回っている。それから提案（プレゼンテーション）能力、これはデンソーが上でした。で、ここら辺をですね、単純に言い換えると、そん担当の方の口車という言い方はおかしいわけですが、そういう形で、デンソーに決めたんだと。ここの採点結果表から見ればですね。そういうことにもなりかねません。そういう意味で、なかなか理解しにくい分がありますので、もっと理解できるような形で対応してほしいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず、1点目の無料電話が、現在、3割程度で、これを7割から10割にすべきではないかということでしたけれども、なかなか

ですね、この無料電話、もう今は、私たちもそうですけれども、携帯電話を持ってるとそちらを優先して使ってしまうので、全ての世帯に無料電話を普及させるというのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えてはおります。

次の高齢者世帯の数ですけれども、地域包括支援センターの数字を使ったということで、おっしゃりたいことはですね、確かに法律に基づくもの、もしくは条例、住基の数字を使うべきだということも、理解はいたしますけれども、より実態に近い数字、特にですね、今回のこのシステムにおきましては、地域包括支援センターの方に御協力をいただきまして、そういう独居の世帯の高齢者等につきましては、できるだけ見守りの方にも活躍できればというふうに考えておりましたので、そちらの数字を使ったほうが、より実態に近いということで、そのようにさせていただいております。

町民の方への説明ですけれども、今後ですね、この計画の中でも、住民向け説明会を27回予定しております、先程、議員がおっしゃったように、例えば、老人会の集まりの方でというふうな形になれるかどうかはまだはっきりしませんけれども、地区の方を中心にですね、説明会を進めていきたいと考えております。

またですね、今、教育委員会の方で、スマホ教室もあっておりますけれども、それと別にですね、総務省の補助金を受けまして、行革デジタル対策室の方でも、スマホ教室を実施することになっておりまして、その中では、このシステムの説明の方も併せて行っていくというふうに予定をさせていただいております。

資料の事前配布につきましては、一応検討させていただきまして、本日お配りしました資料の方は、準備をさせていただきましたんですけれども、ちょっと不足しておりましたところはお詫び申し上げます。

それと、プレゼンテーションの中でのですね、事業者の方のですね、プレゼンテーション能力によって点数が決まってしまうのではないかというふうな意味かなとは思いますが、そこも含めてですね、事業者の力といいますか、信頼性というふうに捉えておりますので、プレゼンテーションが上手なところはそれだけ実績もあって、信頼が置けるというふうに考えられるのではないかと考えておりますので、そういうふうにご覧いただきしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず無料電話の件ですが、携帯電話がこんなに普及すると思わなかった。これはですね、やっぱり先を見る目、将来を見据える眼力がないままに、この事業に取り組んだということですよ。そういうことじゃなくてですね、やっぱ、精一杯、普及に努めますという回答をすべきです。

あとは、地域包括支援センターを否定するわけじゃありませんけども、やはり行政が

進めていく中ではですね、さっきの説明の中では、住民基本台帳は無視されたような話になっているようですので、やっぱそういうのも含めながら、併せてやっていくということにしてほしいと思います。

それから今後、説明をしていく予定があるんだということですが、これは、説明を先にとということにはやっぱできなかつたんですかね。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 無料電話の件はですね、今後、告知端末そのものは廃止されますので、そこから線をつなげるタイプの無料電話というのが使えなくなりますので、今後は普及ではなくて、代替策を研究していくという形でさせていただくことと考えております。

あと、住民基本台帳のことをですね、除外したわけではないんですけれども、一応、実態に近いものということで考えさせていただいたところでございます。

住民向け説明会ですけれども、ある程度どういったもの、例えば、まず業者が決まらないことには画面の見た目も全く違いますし、使い方も若干違ってまいりますので、その辺りは業者が決まってどういった中身になるのか、そして、一番いいのはですね、その実物をお持ちして、それを、よその町ではなくて、苓北町のある程度、概略ができ上がったもので、説明させていただければ、一番わかっただけのかなということもありましたので、もう少し先のほうで説明をさせていただきます。サンプルとなります…。

[「事前説明にならんやっか。」と呼ぶ者あり]

中身の説明となりますと、どうしても事後という形になってしまいますところは、致し方ないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はこの事業については、このシステム自体については、予算の時から常時、反対をしてきたんですけれども、まず一番に目的がわかりにくい。タブレットを使う自体に。高齢化率が50%に近くなる中で、利用頻度が悪いんじゃないかなろうかと、もうずっと言ってきましたけれども、そのことではもう予算は通ったわけですが、今から、二、三お尋ねします。

まず、この専用タブレットの購入がですね、高齢者等向きになっておりますね。これを見ますと、高齢者向きじゃないかなですか。中身を、システムが構築されてるとかどうのこうの。この場合は、こういったプロポーザル方式も必要でございますけれど

も、何と、何と、何と、何をやるんだということを明示して、それについて、見積りをとるのが当然じゃなかでしようかね。

例えば、道路の場合、ここは、中型車を通す道路だと。そして両脇には、落ちないようにガードレールをはめてください。そして、中央線も引いてください。そこら辺を明示して、見積もりを取るのが当然じゃなかでしようか。

見積りは、業者が見積りを出してきて、それを皆さんで、これはよか、これはよかと。ここに選定審査委員の方を見てもみますと、若手のバリバリの方だけです。荅北町を代表される方だけ。その方たちは多分、タブレットにしても、スマホにしても、パソコンにしても、相当使う頻度もあるし、能力もあられる方が審査をなさっておられるんじゃないかと思うとですね。

ところが、使う方はそうじゃなかでしよう。そこら辺の、こういった形で、これには高齢者向けということでもありますけれども、そこら辺の取り方をもう1回。メーカーに提出された分を、そのまま鵜呑みにして、そら便利よか、便利よかじゃなくてですね。

私は、高齢者対応ならば、高齢者の、例えばですよ、福田総務課長がもう一般人であってですね、あまり能力もなか人も入れるべきですよ。そうでしょう。バリバリ精鋭、一番役場の中で、一番精鋭のある方をバンと据えて、選定委員会に入れろば、一番使いやすい、あるいは一番機能が高いのをするのが当然だと思います。

京セラあたりは専門メーカーですよ。京セラは専門ですよ。そこで、高齢者へのそれなりのシステムを組んできて、それなりの説明でしょうから、これがこういった状況になってるんじゃないかと思うと私は思います。そこら辺で、その取り方をどうされたのか。

それから、他の方々からの質問もありましたけれども、この高齢者等の世帯をですね、決める場合、こういった形で、もう台数があるのですから、1台でも無駄にしちやいかんとですよ。そういったならば、各戸に聞き取り調査なりして、そして機種の数あたりもしなければ。

今、一番手本になるのは、マイナンバーカードでしょ。国は相当力を入れて普及させようとしておりますけれども、なかなか普及せん。相当なポイントまで付けてしよるですけれども、普及せん。使い勝手が悪い。作っても何もならん。カード持っとっても何もならんという認識があるからせんとでしょ。そこら辺、荅北町もその担い手になりかけとっとじゃなかですか。

そこら辺、そういった形でですね、希望者を募られたのか。そこら辺を。

それから、いつもの方からありましたけど、家庭内にですね、例えば、ひとり世帯、あるいは老人世帯の2人とかいうような説明がありましたけど、5人おつても、1人1台スマホを持っておられた方があつてもですね、今はですね、あまりスマホとは公表はせん。スマホでがん言うとおつたばつてんかと家族会議のごてしてからする家族が何

軒ありますか。

本当は1人1台ずつでしょ。それか、どこかに据えとって、いつでも常時やるというような形を取らねばですね。スマホば持つとるから、もうお宅は遠慮してくださいという形では、私はいかんと思います。

それから、告知端末、今ありますね。確かに便利だと思います。

しかし、やかましいときもある。今、この告知端末をですね、スイッチを切っている方がどのくらいか。担当の方、教えてください。調べてみられたですか。

告知端末は、もう音ば、こもして、聞こえんごとしとととすばい、がかなりありますけん。ちゅうことは、財産の持ち腐れ。これもそれに、そろそろかかってくるのじゃなかろうかな。私は思います。

そこら辺の、告知端末の今の利用状況を把握しておられるのか、そこら辺も。

それから、端末を持たん、例えば、スマホを持たん方には買うてやりましょうということで、スマホ持つとる者には買うてやらんとか。町民への不公平が感じられますね。

町から与えられたスマホはスマホやっか。個人の持つとるものは、個人のやっか。ばってん、便利んよかけん、たまに見つとたい。そういう状況に置かれるのは、当然の町の方法じゃなかろうかと思います。

それから、指導体制とか云々の、あるいは能力、このタブレットを使う能力の件ですけども、私、ここで、今ここにくまもとWi-Fiが入ってると思いますので、私、しきらんやったから、役場の職員にですね、なんさま入るごて、Wi-Fiの入るごてセットしてくれんか。あんまりできんやった。今も接続しておりませんけれども。この中で精通している方を知っておりますので、その人に頼みましたけれども、何名かはしきらんですばい。ここにある、あるいは出張所にもWi-Fiが入っておりますね。そのWi-Fiをですね、セットしてくれんかと言っても、セットもしきらんとですよ。役場の職員さんも。私もしきりません。そういった中でですよ。各戸にあるタブレット端末の指導がどのようにしてできるのか。愛知県から来ていただいてやるのか。そこら辺のご説明もお願いします。

それから、機種メーカー、もう決まっておりますかね。機種メーカーが決まったら教えてください。

それから、割ってみますと、事業費から台数を割ってみますと、6万500円であります。この機種、定価、機能等から6万円が出てきたかと思いますが、この6万円は高っかですよ。850台も買えばですたい。

例えば、今はアイリスオーヤマとかですね、あるいはほかのメーカー、ソニーとか、いろいろ作っておりますけれどもね。京セラも一緒です。れいほくバージョンがでくつとじゃなかですか。こつと、こつと、こつと、こつと入れてくれって言えば。6万円を

出せば。私は今朝ですね、ちょっと調べてみました。1万円以下でもあります。1万円から3万円ぐらいが主流です。6万円も出せば相当よか機械ですよ。もう6万円以上出せばですね、半分はパソコンですよ。12万円出せば、パソコンの機能が付いたタブレットなんです。それで6万円要るのかどうか。本当に6万円なのか。そこら辺をお聞きをしたい。

それから、故障した場合の保証。故障したときのために50台取っておこうということでございますけども、保証はどうなってるのか。

それから、この公募していただいて2社が参加したということでございます。この公募の方法、どういったことでやられたのか。芥北町のホームページに載せた公募とか、あるいは、こっちでいろいろ調査して、何社かに送ってから、こういったことをやりますので、応募してくださいと。目的はこつと、こつと、こつと、こつですよといくらか書いてですね。通常はそうしますね。通常はそうしますよ。その場合は特に。特に公募した場合。

それから、契約の相手方ですけども、これは、愛知県ですね。デンソーは私知っています。デンソーは自動車部品です。自動車の電気関係の部品をやっ取ります。それで多分、先程、天草にもあるとありました。どこでもありますよ、全国。それが2,300億円の資本金なのか。そこら辺を教えてください。

なぜ、遠い愛知県の業者を選定されたのか。リスクが相当伴いますよ。まして、天草にもありますけれども、それはあんまり関係がない、関係なかですよ。そこら辺をお尋ねします。

それから、近隣の天草市のことを申し上げますけれども、ケーブルテレビでFM、あるいは天草Wi-Fiなんかありますね。もうラジオば聞いとけば、天草市のことはようわかっちゃなんないって言われる方が大半ですよ。テレビにも出ると。

それから私、ポツンと一軒家を観ました。いつも見ております。そこで、全くもう一軒家ですけども、どがんすつとですか、状況はって言うと、テレビを観とれば、テレビが教ゆつとですよ。ここまで光を引っ張ってもろてですね、テレビにつないであるもんですから、スイッチを入れろば、状況はわかつとですもんな。ひとり暮らしのお年寄り、その方が言うておられます。これが本当の情報を出す機械だなというのを、私は思います。そこら辺どう思われるのか。

それから、熊本県の実績が1件あります。他にどのくらいぐらいあるのかどうか。このシステムですね。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず1点目が、選定の方法ということですよ。

けれども、今回、選定をするにあたりまして、公募型プロポーザル方式というのをとっております。公募型といいますと、公募型と指名型というのがありますけれども、もともとプロポーザル方式といいますのが、まず、発注者側が仕様を示して、仕様といたしましても、細かいところまでじゃないんですけれども、基本的な仕様を示して、示した仕様の範囲内で、事業者の方が様々な発想であったり、課題の解決方法だったり、取り組み体制等に関する提案を行いまして、その中身を審査するということになりますので、一般的ですね、工事なんかで町が示す仕様書ほど、ああいう数値的ですね、細かいところまではないにしても、一応、仕様書の方は示させていただいております。その中で、選定をしておりますので、そこは、ご理解いただければと思います。

あと、確かに、審査した職員っていうのは、審査したのはですね、我々職員ですので、高齢者ではないとは思いますが、確におっしゃるとおり、実際に使われる方が審査するという方法もあるかとは思いますが、各業者ともですね、ちょうど、高齢者に実際に使っていただいているという実績もありまして、当然、使い勝手だけではなく、それ以外の部分もございましたので、総合的に判断するためにもということで、このメンバーでさせていただいております。

なお、プロポーザルですね、審査委員につきましては、実施要項のほうである程度、メンバーというのは定めがございまして、その事業ごとに、そのメンバーを組み替えておりますので、そこもご理解いただければと思います。

高齢者世帯への配布ですけれども、以前も、少しお話をさせていただいたかもしれませんが、今後ですね、高齢者世帯に関しましては、調査を行いまして、高齢者世帯に限らずですね、調査を行いまして、必要とされる場所は、細かく、調査をまいります。

先程ですね、各戸に聞き取り調査をということでありましたけれども、その方法につきましても、例えば、高齢の独居世帯にですね、郵便で通知を出しても、おそらく、その返事は返ってこないかなと思いますので、そこもですね、地域包括支援センターの方にご協力をお願いして、聞き取り調査、おっしゃるとおりの聞き取り調査のほうを取らせていただきます。あと、他にもですね、できるだけ回収ができるような形で、調査を進めて参らさせていただきます。

スマホでの通知をですね、確かに、家族の中では共有はされない可能性というのは確におっしゃるとおりですけれども、できるだけですね、スマホをお持ちの方には、できるだけ、全員ですね、このアプリを入れていただいて、住民一人ひとりの方に情報が配信できるようにというふうに考えております。

現時点ではですね、やはり、スマホの普及率がそこまで高くはございませんので、高いと言っているかですけれども、高齢者の間では、あんまり高くないというふうに考え

ておりますのが、将来的にはですね、どんどん、この普及率は上がっていくものというふうにご考えておまして、将来を見越しますと、住民一人ひとりの方に確実に情報を届けるという点では、今、現時点ではですね、すぐにとは言いませんけれども、将来を見据えるとそういう形で持っていきたいというふうにご考えております。

先程、告知端末もですね、実際、小さくしてるとかいうご家庭があるというのは、私どもも把握しておりますし、実際に、朝からですね、音量が大きくてっていうふうにご思われる方もいらっしゃいますし、そういう声も聞いております。告知端末が正常に動いているかどうかは把握はできますので、ただ、その数まではちょっと現時点では把握はしておりません。調べれば把握することはできます。ただ、ボリュームを小さくしてっていうのは異常ではありませんので、その数はちょっと把握はできません。

次に、スマホを全員がお持ちの世帯には貸さないのは不公平ではないか、というふうなご質問でしたけれども、先程、申しましたとおり、将来的にはといたしますか、基本的には原則として、お一人、お一人のスマホに確実に情報をお届けしたいというのが、基本にありますので、その代替手段としてのタブレットでございますので、例えば、10年後とかには、もう全員お持ちのスマホに、確実に情報を届けるということが目的となっておりますので、それまでの代替手段だというふうにご理解いただければと思います。

あと各戸へのタブレットの使い方の説明会ですけれども、今後ですね、先程、申し上げました27箇所での説明会が、基本的には、平日の昼間とか、つまりお仕事等に行かれてる方ではなくて、高齢者の方とかが中心になるのかなと思っておりますけれども、そういった中で、説明をすると同時に、あとは先程言いましたとおり、スマホ教室の中でも、これの説明会を併せて行っていききたいというふうにご考えておりますので、機会を捉えて説明は続けていききたいと思っております。

また、導入後であってもですね、個別に、住民の方からどうしても使い方がわからないとかですね、そういうふうな話があれば、そちらに対しましても職員の方で、できるだけ対応していききたいというふうにご考えております。

続きまして、タブレットのメーカーですけれども、事業所のほうから提示がありましたのは、Lenovoというメーカーです。一応、提示を受けておりますのがLenovo製のものになります。

先程、議員が計算したら、1台6万500円ということで、これを高いと見るか、安いと見るかなんですけれども、一般的に売られているタブレット、確かに値段はですね、安いものから高いもの、ものすごい高いものもあります。

当然、画面のサイズも違いますけれども、備えている機能も大幅に違います。パソコンとかでも一緒なんですけれども、外見は一緒でも中身の機械の、何ていうですかね、性能が違えば、値段はもう大きく変わりますので、当然、タブレットも、値段が違うと

いうことは機能も違ってまいります。最低限、どれだけの機能のものがいるかっていうところまでは申し訳ありません、私のほうも、そこまでは把握はしておりませんが、事業所のほうから提示されたのは、そういうふうな最低限これだけのものが必要なもので、これを提示させていただきますという形で出していただいております。

タブレットの画面の大きさにつきましては、こちらのほうから9インチ以上は最低でもほしいと。でないとやはり高齢者の方が見えにくいということで、その辺りの提示はさせていただきますけれども、タブレットの値段につきましては、当然、タブレット本体の値段だけではなくて、それに入れるアプリの値段、そして今回で言いますと、携帯電話と同じで、携帯電話の電波を使いますので、その設定費等も全て含めた値段ということになりますので、単純に、電気屋さんで買うタブレットの値段と同じように比較をされるとちょっと中身が違いますので、単純比較はできないかなと思っております。

故障した場合ですけれども、基本的には、1年間はメーカー保証がありますけれども、その後の保証につきましては、動産の保険なりをちょっと検討はさせていただきます。

ただ、各家庭ですと、今の告知端末と同じように、情報を受け取る機械ですので、万が一、故障したままですと、例えば、修理のためについていうふうに持って行ってしまくと、その間、そこの方は情報を受け取れないということになりますので、交換修理用の予備機を持っておいて、故障したときには、すぐ予備のものをお持ちして、それと交換して、その間に修理をするという形をとらせていただきます。

公募の方法ですけれども、先程、申し上げましたとおり、公募型プロポーザルという方式をとらせていただいております。

このプロポーザルには、公募型と指名型というのがございまして、指名型は指名競争入札と同じで、こちら側から業者を指名いたします。当然、そちらの事業者に対しましては、指名をいたしましたので、提案をお願いしますという形になりますけれども、公募型の場合は、特に指名をいたしませんので、どなたでも資格があれば参加できるということになります。

今回の場合ですと、公募型になりますので、指名をしておりますが、事前にですね、当然、うちにはこういうものがありますというふうに営業は来られておりますので、そういった事業者の方には、公募型のプロポーザルで募集をいたしましたというご案内はさせていただきます。

デンソーが愛知県にあって、地元事業者があるということですが、今回ですね、審査をさせていただくにあたりまして、デンソーさんと、もう1つが九電工さんと京セラとの合同事業体でございました。で、どちらもですね、ご存じのとおり、天草に営業所はありますが、九電工さんは、この情報配信事業そのものはしておりません。

京セラの方とそのためにも共同事業体を組まれたみたいですが、そうなりますと、天草にどちらも事業所はあるけれど、そこは、この事業はやっていないけれど、今後、苓北町がやるのであれば、そこの事業所も活用して、バックアップをさせていただきますというご提案を両者からいただいております。となりますと、地元かどうかというふうな点につきましては、両者とも同じ条件というふうになりましたので、やはり、それ以外の部分、高齢者が使いやすいかどうか、それと5年間の維持費がどうなるかっていうところを判断いたしまして、こちらの事業所のほうに決定をさせていただいております。

天草市ではケーブルテレビとかがあって、テレビが情報配信の手段としては、とても優れているというご意見で、確かにおっしゃるとおりで、おそらくご高齢の方もですね、皆さん毎日のようにテレビはつけてらっしゃるかなあとは思いますが。

ただ、テレビはやはり、今の時点では、電源を入れてないと、大雨のときの情報とかも流れてはきませんので、夜中寝てる間に何か、何か出ない方がいいんですけども、警報とかが出たときに、テレビを夜中につけばなしの家庭ってのは、まず、ないと思いますので、そういう点でも、今の告知端末もしくはそれに代わるもので、24時間365日、情報が配信できる状態にしておくべきだというふうに考えておりますので、テレビのですね、有用性を否定するわけではございませんけれども、それだけではちょっと不十分かなというふうに考えております。

それと菊池市以外の事例ですけれども、熊本県では菊池市さんだけになります。九州内で言いますと、菊池市さんのほかに、長崎県の南島原……。すいません。熊本県山都町もありました。菊池市と山都町の2箇所になります。あと九州では、ほかでは長崎県の南島原市、鹿児島県の霧島市の4箇所で導入がされているようです。

以上になります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 重要なことだと思います。金をこっだけかけて、使わんば何もならん。まず中身を云々でということ、メーカーを聞いたんですけども、この前の予算のとき、もう他んとは入れんて、町からだけのあれを入れるようなことを、入るようなシステムを作ると言うようなことやったですね。

今回は、お金が安かとは、よんにゅ機能が入っとらんばってんか。高くなればいろんな機能が入ると。それは必要なかでしょ。一番最低の価格んとでよかつでしょ。

苓北町んとば、ぼっと押せば苓北町んとだけ入ればよかつですから。何か違うごたんな。今の室長の答弁は。私はそう思とつです。一番最低のよかと。そして苓北町のアプリをとって、それだけしとけばよかじゃなからうかな。私は思います。

Googleを入れたり、Yahoo!を入れたりせんちゃよか。もう何のかんのいっぱい入って

きますけれども、あえてアプリはもう入れんちゃよか。入れてやるけん高なつとでしよ。入れんとなら安かでしよが。6万円もせんですよ。1万円の、1万円以下んとでよかですよ。そこからお尋ね、もう1回します。当初、予算のときの室長の見解と今日の見解は違う。

それから、スマホの説明会を行いますという。何箇所かに分けて行いますっていうこととございますけれども、もう買ってしもて、動き出してからは、もう間に合わんとですよ。買う前に、こういったことばやりますので皆さんどうですかと。私はそう思います。

それから、公募の状況でございますけれども、やはり、私が言うように、もう最初からですね、ここに、デンソーに決めたよって。もうほんならデンソーに1回言うてきて、デンソーの仲の良かると、ほんなら、もう1回出してもらえっていうようなやり方もあつとですよ。ありますよね。私も役場におつたときには、そういったことをやったことでもありますよ。まあ1社しかなかったですけど。特許持つとったり、何かしたときは、都合のよかとば出してくれんですか。ただこれは、特許の云々は関係なかつたですよ。はなから決めてする方法もあるので。

この熊本県で2市町云々、これはデンソーがやつとところが2市町でしよ。私はデンソーがじゃなくて、ほかのメーカーがあるところは、どのくらいぐらいか。やっぱりこれは、デンソーんとだけお宅たちが見て、デンソーんとだけいろいろこう聞いて、やり方ば聞けば、結局、デンソーになつてしまつとですよ。九電工じゃかつたつちやよかつたですよ。別にですね。例えば、私、企画におつたとき、今の光ファイバーば引張つとにいろいろありましたので、RKKコンピューターサービスかなんか、今、存在するとか知りませんけれども、当時、RKK関係のメーカーもあつたですね。もう何十年も前ですけども、熊本県もいろいろあつとじゃなかつたかなと思います。そこら辺はどのように調査されたのか。

それから、テレビは電源ば入れんば映らん。台風とかなんかあれば、いつも入れて情報観とつじやなかですか。ただ、少し金ばかけろば、テレビが自動でパツと入るような設定もできますよ。そういったとこあります。そこら辺は多分勉強してあると思いますが、スイッチば入れんば、つかんとじゃなくて、スイッチ入れんじやつたつちや、我がスイッチが入つて教えてくれるテレビも今あると。そこら辺はどのようにお感じになつたのか。一番観つとはテレビなんです。

今、字幕で番組の中で字幕でですね、「天草地域に今、雷が発生しております」とか、相当ためになつたですよ。「明日は雨が降ります」、「今夜6時からここは雨が降りますので用心してください」。タブレットでは、そういったことはできんですよ。1回、1回開けて見んば。そうでしょう。そこら辺がですね、どうなんです。本当にこれだけ

金をかけるんなら、そして高齢化が進む中ですね、良いのをつくってください。形だけじゃなくて。どう思われるか。

それから、もう1点。スマホの代替ということで、今の若い者がずっと歳とっていきやっかてというような感じやったですけど。確かにそうだと思いますよ。しかし、その頃になれば、もう我々がせんでも、常時、配信されるようなシステムもできるんじゃないかなろうかと私は思いますよ。

今、いっぱいアプリがありますね。取り込みしやがすれば。無料のアプリもいっぱいありますよ。位置情報なんかっていうのも。そういったことなんかもありますのでね。そういったことは、もう10年後はどのように変わるとはかわかんわけです。

ぜひですね、マイナンバーカードの二の舞はしないでほしい。これは国の大失敗ですよ。カードの発行が早かったもんですから、こういう風になったと思いますけれども。そういう形にならんようにやってもらいたいと思いますが、今聞いた部分を。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） まず、1点目のですね、以前、私が説明しました、要するに、ほかの使い道はできないようにするというのを、確かに申しあげましたけれども、だから一番安いものでいいかというふうなお話ですけども、おそらく今、議員がおっしゃるのは、アプリをいろいろ入れなければいいというふうな話かと思えますけれども、確かにですね、アプリの代金だと考えれば、1個しか入れないんだからいいだろうというふうな話になるかもしれませんが、ここで言うところのですね、値段の違いってというのは、パソコンも一緒ですけども、先程も申しましたとおり、見た目は一緒でも中の機能が、機能っていうよりも性能と言うべきですかね、性能が違うもので値段が変わってまいります。ですので、一番安いものっていうのは、それだけ処理速度が遅かったりとかですね、記憶する部分が小さかったりとか、そういう制限は出てきますので、こちらはデンソーさんが、最低限、当然、画面の大きさという制限はしておりますけれども、その中で、最低限必要な機能ということで、それが一番安いものではなかったということだというふうに理解しておりますので、前回説明しました私の説明と、今回の説明というのは、またちょっと話が違ってくるかなと思っております。

説明会は、買う前にどういうものかというのを説明してはどうかというご提案ですけども、あくまでも説明会をですね、操作説明も兼ねて行いますので、できれば実際に物があって、さわっていただくのが一番いいかというふうに考えておりますので、物がある程度かたまつて、試作品のようなものができた状態で、説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ほかのメーカーも含めて、導入実績ということですけども、今回ですね、ご提案を

いただきました2社につきまして、採用されましたデンソーさんにつきましては、先程ご説明したとおりです。

もう1社の九電工と京セラの共同事業体につきましても、導入実績一覧をいただいておりますけれども、その中では熊本県っていうのはないみたいです。

それ以外のメーカーですと、確かに営業のほうで何社か回ってきております。その中ではですね、県内の話はあんまり聞いてないんですけども、長崎の方だったりとか、実績がありましたので、視察のほうも検討はしたりしまして、いろんなところ調査をさせていただきました。

その結果で、今回、こういう形、特に高齢者が使われるっていう中で、こういう仕様にしようということで決めさせていただいております。

テレビの件ですけれども、確かにですね、自動というか、受信を、何か受信したら電源が入るというものも一部あるようですけれども、次のご質問とも関わってきますけれども、基本的には、やはり、町民お一人、お一人がお持ちのスマートフォンに、確実に情報を届けるというのが基本にございますので、あくまでもタブレットはですね、その補完的な意味で整備をさせていただくというところで、テレビとはちょっとまた考え方が違うということになっております。

特にですね、テレビ自体は、当然、皆さんお持ちだと思いますので、そちらで受信しなくてもいいという意味ではございません。そちらもどんどん活用していただいて、情報を受け取る手段がひとつっていうのは、非常に不安がありますので、テレビでも受け取る、タブレットでも受け取る、スマホでも受け取るという形でしていただければ一番いいかなというふうに思っております。

確におっしゃるとおりですね、10年後、情勢がどうなってるかというのは、分かりかねるというのが事実ではございますけれども、少なくとも10年後にはですね、スマートフォンが普及をしておれば、このタブレットもですね、おそらく長くても、10年ぐらい、もって10年ぐらいかなと思いますので、その頃には、また新たに、議員がおっしゃるようにですね、無料で情報が配信できるようなアプリとかも出てきてるかもしれないけれども、それにつきましては、そのときにですね、また検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） さっきの説明の中でですね、私以外の説明の中で、説明ばせればよかやっかっていうような意見があったんじゃないかなと思うとですよ。なんか、室長の説明では、まだ機種を選定がぴしゃっと済んでおらんから、そっでじゃでけんからと。もう機種は決まっとる。なんかさっきの何か答弁と、今回の答弁、違うような感

じがします。そこら辺。

それから、金額ば高こ出せば、良かとの、スピードが早かったりのなんかということ、説明がありましたけど、私は、1カ月ぐらい前、スマホを替えてきました。2万円に消費税が2,000円、2万2,000円。それで充分です。私はドコモですけども、ドコモの方が、お宅は今の使用料とか何かからみれば、こっで充分ですばい。お店の方が、この2万2,000円のを推進されました。

それで先程は、銭が安くなれば機能が落ちととですばいというような説明でございましたけれども、私は、何かアプリがいっぱい入ったり、そのスピードがどうのこうのつていう、そら6万円もせんじゃったっちゃ、充分対応される。

2万円出せば、私と同じスマホと同じような機能を持ったタブレットができるんじゃないかなと思うとです。そこら辺もったいなかですよ。3分の1ですばい。

そうすれば、3倍の世帯に買ってやられる。850台買うとに3倍買われるわけですから。3×8（さんば）2,400台。おおよそ、各戸に1台ずつ、町が貸与できる。タブレットは貸与されるじゃないかですか。でしょ。私はそう思いますよ。無理して高かかたばですたい。1台1万円ぐらいは紹介料が入ってるかもしれん。単純に計算してみんですか。山下室長は頭のおかっですから。すぐわかっでしょ。私はそこを思います。

あのですね、あまり金のかからんごとしてください。

それから、よそは他んとはあるということですね。他んところのは聞かれたですか。メーカーとかなんkachゅうのは。例えば、今、山都町と菊池市だけの話ししかせんばつてん、そうじゃなかメーカーのところを使つてるところの利点もやっぱり調べにやいかん。このプロポーザルのほうにかける前にでも。調査をせにやいかん。役場の執行機関として、いろんな角度で取らにやいかん。

そして、メーカーを決めたり、業者を選定するのにあたらんばいかん。

そして、その中でいいやつだけを、これだけは必ず要りますので、こんだけは絶対使えるようにしてくださいというのを入れにやいかん。要らんとは要らんとですけんね。

それが行政の長でしょ。それをせんでおつて、よそがこつと、こつとしとるけんか。あら菊池がしとる。デンソーは、1,800億円の資本じゃけんよかですんもん。それじゃいかん。私は、そこら辺を、もしよかったら、熊本県でどこがほかにこの補助金を使って、何市町村がやつてののか、そのうちの一市一町か。そこら辺をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 1つ目の機種が決まってたつていう説明ですけども、前回、全員協議会とかですね、その時点では、一応サンプルとして、お見せはいたしましたけれども、その時点では、もう申し上げましたとおり、一応こんな感じになると思いますと、ここで決まってるわけじゃありませんのでということで、イメ

ージとして捉えてくださいというな説明をさせていただいておりました。

ですから、その時点では、まだそういう段階ですので、当然、業者も決まっておりますので、たまたま、あのときお見せした業者と同じ業者になっておりますので、ああいう感じのものになるっていうイメージどおりであるかなと思います。

業者が違えばですね、やっぱ画面の見え方も全然違いますので。

あと、付いてる機能も若干違いがございましたので、その辺りでかなとは思っております。

議員のスマホが2万円台で買えたというふうなことで、安いのもいけるんじゃないかと。確かにですね、スマートフォンも、何ていうんですかね、大きく二つですね、日本で言えば、アップル系ともうひとつっていうふうな感じであって、概ね、アップル系の方がどうも機種は高いようにも見受けられますので、メーカーごとによって値段が違うというのは、確かにあるかなと思います。

ただ、今回ですね、導入させていただく部分につきましては、最低限で動くかどうかというのは、こちら側で判断するのではなくて、メーカー側のプロの方で、納得、納得じゃなくて、ちゃんと計測をして、設定をしているものですので、もっと安いのでいいんじゃないかと言って、こちらが一方的にですね、決定したとしても、動作保証とかという点では、向こうが責任を負いかねるということになりかねないかというふうに考えております。

あと、ほかのところなんですけれども、今回ですね、このデジタル田園都市の事業は、今年の1月に始まったものだったかと思っておりますけれども、少なくともこの事業を使っているところは、まだ全国的にはあんまりないものかなと思っております。その中でですね、この事業に限らずですけども、こういう情報配信の方法というのは、苓北町にもありますとおり、告知端末のところもあれば、防災無線を使っているところ、中にはですね、防災無線がないところもあるみたいでして、そういうところは個別の放送設備とかを使っているようですけども、少なくとも、県内では、まだ、こういうふうなタブレットを使って、文字と音声と両方とも配信するというものは全国的にもまだそんなにたくさんはございません。

デンソーさんでさえ、全国で41箇所、ほかのメーカーもいくつかありますけれども、デンソーさんは2014年から始めておりますけれども、もう1社の京セラの方とかはまだ2、3年しか経ってないような感じでしたので、そう多くは、まだ普及はしていないようでございます。

当然、その中でですね、調べた中で、他社いろんなところ、メーカーを見て、必要な機能はどういうものが要るなということで検討させていただいて、その上で仕様書を決定して、仕様書の基準を満たしたところが応募をされてきたというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 質疑の途中ですが、ここで1時35分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 0時31分

再開 午後 1時32分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 見積りはですね、より多くから取ったほうがいいというふうに思いましたので、公募された状況というのをお聞きしたいなあという、始めにその説明がなかったもので。公募されて、何件から応募があつてついでというのなかったもので、その件をお聞きしたいと思ったんですけども。松本議員の質問の中で、ちょっと出てきましたけども、そこら辺をもう1回、できましたらお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 石田議員のご質問ですけれども、公募自体はですね、実は、もう1社申し込みがありました。ところがですね、もう事業者名は言いませんけれども、その事業所自体は、九電工さんと同じで、この情報配信事業自体はしておりませんで、別の事業所と組んでするというふうな話ではあったんですけども、その組むというところを、まだ、申し込みの時点ではされていらっしやらなかったもので、要件に満たないということで対象外というふうにさせていただいております。

ですので、3社から一応最初申し込みがあつて、実際に、要件を備えたのが2社ということで、2社でプロポーザルをさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、討論にあたっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、本案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 本案に反対の立場で意見を申し上げます。

今回の苓北町防災行政情報配信システム導入事業に伴う高齢者等世帯向け専用タブレット購入については反対します。

このタブレット端末機が全ての高齢者の方々に、使い方が浸透することは考えにくい。

また、スマホがある世帯については、対象外ということだが、世帯構成がまちまちであると思われる本町において、家庭内での連絡ができない世帯もある。2万円から3万円が平均というタブレットの端末機の価格相場ですが、6万5000円の機材は、あまりにも高すぎる。

そしてまた、一部の世帯のみ配信されるということは不公平である。

あわせて、契約者の所在地が愛知県であり、緊急時の対応に問題視することもあり得る。

他にも質問をしたところであるが、詳細について、あまり納得できないところも多々あった。

県内パソコン、タブレット、スマホの専門業者がいっぱいありますので、そういったところも活用をすべきじゃないかとも思われます。

以上、反対の意見を申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先進的な取り組みとして取り入れた町内無料電話の普及率は3割程度のままの中で、形・機能・操作等、不十分な説明のまま、本端末機の購入については反対します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 原案に賛成です。ご承知のとおり、現在、使用中の告知端末機、これも近年、部品等の供給が厳しいということで、その状況を伺っております。

今回、政府がデジタル田園都市国家構想の中で、苓北町もこのような現状を踏まえる中、この期に更新するべきであると思っております。

今回、提案の行政情報配信システム導入については、現状と時代に対応したものと考え、また、導入にあたり業者選定委員会を設置され、内容を吟味され、適切に判断されたものと思っております。

よって、原案に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立されない方は反対とみなします。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。

したがって、議案第35号、財産の取得については原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第5回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後1時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署名議員

署名議員